

災害時の健康

災害が起きたとき、あなたの健康を守るためには、

感染症を予防しましょう

今回は、自然災害発生後の環境の変化、衛生状態の悪化、免疫力の低下などから起こる感染症への対策についてまとめました。

災害と感染症との関係

地震などの大きな自然災害では、災害発生直後は外傷の患者が多数発生しますが、1週間くらいで患者数の増大は落ち着き、その後は、時間がたつとともに、感染症や慢性疾患の悪化など、内科的な患者が多くなってきます。

多くの被災者が集まる避難所では、抵抗力の弱い高齢者や子どもが影響を受けやすく、風邪やインフルエンザ、結核などが流行する危険性があります。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの高齢者がインフルエンザや肺炎で亡くなっています。

また、水や食料、トイレの問題は食中毒を起こす原因になります。

平成19年3月に発生した能登半島地震では、避難所で食中毒の原因となるノロウイルスが発生しています。

能登半島地震において被災者に配られた『日常生活の健康管理ポイント』

できるだけ睡眠を十分に取り、水があれば手洗いやうがいをしてください。

体が不調な場合は、救護所・診療所・病院などに早めに受診してください。

給水車やペットボトルのお水を飲んでください。

生モノや古くなったものは食べないでください。寒い季節でも守ってください。

食事前、排泄後は、できるだけ手を洗ってください。水がなければウエットティッシュやスプレー式消毒液で消毒してください。

地震などの自然災害を考えるとき「どうやって安全な場所に逃げて、身の安全を確保するか」ということが第一に話されますが、時には、避難後の健康管理についても考えてみてはいかがでしょうか？

まずは「インフルエンザの予防注射を受ける」とか「避難バッグの中にマスクやうがい薬、スプレー式消毒剤などを入れておく」など、平常時からできる感染症対策をおすすめします。

お問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係
大方総合支所

43-2836(直通)
55-7373(直通)

後期高齢者医療(長寿医療)のしくみ

療養費のこと



シリーズ⑥

医療費などを、全額支払ったときに、後の手続で、費用の一部が払い戻しになる場合があります

払い戻しのしくみ

医療機関などで医療費の全額を支払ったときに、役場窓口で申請していただくと、高知県後期高齢者医療広域連合で審査し、認められた費用分について、決定額から自己負担額を差し引いた額が払い戻しされます。

申請に必要なもの

- 被保険者証
- 認め印
- 口座番号のわかるもの

払い戻しの例

- ① 病院などで、被保険者証を提示できなかったなどの理由でやむをえず医療費の全額を支払ったとき
- ② 骨折、脱臼などで、保険の取り扱いをしていない接骨院での施術を受けたとき
- ③ 医師の同意により、はり、きゅう、あんま、マッサージなどの施術を受けたとき
- ④ 医師が治療上必要と認められたコルセットなどの医療用器具を購入したとき
- ⑤ 医師が治療上認めた、輸血のための生血代
- ⑥ 海外で急病やけがにより治療を受けたとき
- ⑦ 医師の指示による移動が困難な患者の移送や緊急やむなく移送されたとき (移送代)

お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課国保係
43-2116(直通)
55-3112(直通)